

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

1 第3次環境基本計画策定の趣旨

本県の豊かな環境を保全し次世代へ継承していくため1997年（平成9年）12月に「秋田県環境基本条例*」を制定しました。その基本理念の実現に向け、環境保全*に関する施策を総合的、計画的に推進するため、「秋田県環境基本計画*」（以下「第1次計画」という。）を1998年（平成10年）3月に策定しました。2011年（平成23年）3月には、第1次計画の期間満了に伴い「第2次秋田県環境基本計画」（以下「第2次計画」という。）を策定し環境保全施策を展開してきましたが、2020年度（令和2年度）をもって計画期間が満了しました。

その間、国外に目を向けると、地球規模の環境の危機を反映し、2015年（平成27年）の国連総会において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、すべての国が2030年（令和12年）までに達成する国際社会の共通の目標として持続可能な開発目標（SDGs）*が設定されました。また、同年には2020年（令和2年）以降の気候変動*問題に関する新たな取組である「パリ協定」*が採択されており、第2次計画の策定以降、環境に関し最も大きな動きがあった年といえます。近年では、海洋に流出したプラスチックごみによる汚染が世界的な課題となっており、国際的な取組が進められています。

国では、国際的な環境の動向に的確に対応すべく、2018年（平成30年）に閣議決定された「第五次環境基本計画」では、SDGsや「地域循環共生圏」*の考え方を活用し、「環境・経済・社会の統合的向上」を目指した取組を示しています。また、同年には気候変動適応法*に基づき、気候変動の影響による被害を防止・軽減する適応策を推進するため「気候変動適応計画」*が閣議決定されました。2019年（令和元年）には、「プラスチック資源循環戦略」*が策定され、3R*+Renewable（持続可能な資源）を基本原則として、プラスチックごみをはじめとする廃棄物*の発生抑制、資源循環の取組が強く求められています。また、2020年（令和2年）10月には、首相の所信表明において「2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボン・ニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言し、この挑戦を産業構造や経済社会の発展につなげ、経済と環境の好循環を生み出していきたいとしています。

本県においては、2018年（平成30年）に県政運営方針として「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」*が策定され、全国のすう勢を上回るペースで進む人口減少、少子高齢化などの課題を克服し、実効性あるプランを推進することで、「時代の変化を捉え力強く未来を切り開く秋田」を創り上げていくことを目指しています。

環境施策においても、人口減少、少子高齢化などの課題を踏まえ、環境・社会・経済の課題と相互に関連し複雑化する環境問題への対応が必要となっています。また、急速に世界中に拡大した新型コロナウイルスの感染拡大の脅威は、私たちのライフスタイルや経済・社会システムにも大きく影響を及ぼしています。

こうした社会情勢の変化や環境を取り巻く課題に対応し、本県の豊かな環境を保全し次世代へ継承していくため、今後の環境施策の道標となる新たな「第3次秋田県環境基本計画」（以下「第3次計画」という。）を策定することとします。

【文中の*印が付いている語句については、付属資料の「用語解説」に掲載していますので、ご参照ください。】

2 環境に関する主な状況の変化

(1) 世界の情勢

今日における世界的な環境問題としては、気候変動、海洋プラスチックごみ*汚染をはじめとした資源の不適正な管理、生物多様性*の損失があげられます。海洋プラスチックごみ、生物多様性の損失は地球規模の課題であり、国際的な連携の下で、取組を進めていくことが重要です。

① 気候変動

気候変動に関する科学的、技術的及び社会・経済的情報の評価を行い、得られた知見を政策決定者を始め広く一般に利用してもらうことを任務とし、1988年(昭和63年)に国連環境計画(UNEP*)と世界気象機関(WMO*)により設立された国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC*)は、気候システムの温暖化は疑う余地がなく、人間による影響が近年の温暖化の支配的要因であった可能性が極めて高いこと(95%以上)などを示したIPCC第5次評価報告書を2014年(平成26年)に公表しました。

気候変動に対する危機感是世界中に広がり、2015年(平成27年)に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、その中核をなすものとして持続可能な開発目標(SDGs)を提示しています。SDGsは、発展途上国のみならず先進国を含むすべての国が2030年(令和12年)までに取り組む国際目標として、環境、経済、社会の向上にかかる17のゴール及び169のターゲットから構成されています。

また、同年にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、京都議定書以来の法的拘束力のある国際的な合意文書「パリ協定」が採択されました。2020年(令和2年)以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みであるパリ協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命以前と比べて2℃より低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することなど世界共通の長期目標としています。

一方、世界の温室効果ガス*排出量はパリ協定採択後においても十分な削減がみられておらず、2019年(令和元年)の二酸化炭素の排出量は、国際エネルギー機関(IEA*)より過去最多の排出量を記録した2018年(平成30年)と同程度の約330億トンであったと報告されています。2019年(令和元年)には地球温暖化*の影響と考えられる欧州での記録的な熱波などが起きており、日本でも記録的な豪雨による洪水や土砂災害が起きています。

2019年(令和元年)の国連気候行動サミット2019では、65カ国およびカリフォルニアなど自治体レベルの主要な経済圏が、2050年(令和32年)までに温室効果ガス排出量を正味ゼロにすることを誓う一方で、70カ国は、2020年(令和2年)までに自国の行動計画を強化する予定であるか、すでに強化を開始していることを発表しました。

パリ協定

パリ協定とは、2015年(平成27年)にフランスのパリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」で採択された、2020年(令和2年)以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みです。パリ協定では、次のような世界共通の長期目標を掲げています。

『世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前よりも2℃高い水準を十分に下回るものに抑えるとともに、1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を継続する。』

SDGs(持続可能な開発目標)

SDGsとは、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、2015年(平成27年)9月の国連サミットで決定した国際社会共通の目標です。

このサミットでは、2016年(平成28年)から2030年(令和12年)までの長期的な開発の指針として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中核を成すSDGsは、17のゴール(目標)と169のターゲット(具体目標)で構成されています。

この17のゴール及び169のターゲットが相互に関係しており、複数の課題を統合的に解決することを目指すこと、1つの行動によって複数の側面における効果を生み出すマルチベネフィット*を目指すこと、という特徴があります。

SDGsの達成には、現状をベースとして実現可能性を踏まえた積み上げを行うのではなく、目指すべき未来を考えて現在すべきことを考えるという「バックカスティング」の考え方が重要とされています。さらに、あらゆる主体が参加する「全員参加型」のパートナーシップの促進が掲げられています。

【SDGs 17のゴール】

※環境省では、17ゴールのうち、13ゴール(赤字)は直接的に環境に関連しているとしています。

- | | |
|------------------------|---|
| 1. 貧困の撲滅 | 10. 国内と国家間の不平等の是正 |
| 2. 飢餓撲滅、食料安全保障 | 11. 持続可能な都市 |
| 3. 健康・福祉 | 12. 持続可能な消費と生産 |
| 4. 万人への質の高い教育、生涯学習 | 13. 気候変動への対処 |
| 5. ジェンダー平等 | 14. 海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用 |
| 6. 水・衛生の利用可能性 | 15. 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性 |
| 7. エネルギーへのアクセス | 16. 平和で包摂的な社会の促進 |
| 8. 包摂的で持続可能な経済成長、雇用 | 17. 実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化 |
| 9. 強靱なインフラ、工業化・イノベーション | |

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



《参考》17のゴールと169のターゲットはこちらをご参照ください。
外務省ウェブページ「JAPAN SDGs Action Platform」

(出典:国連広報センター)

② 海洋プラスチック汚染

海洋プラスチックごみは、不適正な管理等により海洋に流出し、生態系*を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしています。また、海洋プラスチックごみの量は極めて膨大で、世界全体で毎年約 800 万トンのプラスチックごみが海洋に流出しており、このままでは 2050 年（令和 32 年）には海洋中のプラスチックごみの重量が海洋中の魚の重量を超えるとの試算もされています。また、近年はマイクロプラスチック*（一般に 5mm 以下の微細なプラスチック類をいう。）による海洋生態系への影響も懸念されています。

2018 年（平成 30 年）6 月にカナダで開催された G7 シャルルボワ・サミットでは、海洋プラスチック問題等に対応するため世界各国に具体的な対策を促す「健康な海洋、海、レジリエントな沿岸地域社会のためのシャルルボワ・ブループリント」が採択されました。

その翌年の 2019 年（令和元年）6 月に長野県で開催された「G20 持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合」では、資源効率化・海洋プラスチックごみなどについて議論され、議論の内容をまとめたコミュニケ及びその付属文書が 20 か国・地域の同意により採択されています。同年 6 月に開催された G20 大阪サミットでは、海洋プラスチックごみに関して 2050 年（令和 32 年）までに追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を G20 首脳間で共有し、軽井沢で行われた閣僚会合で策定した「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」が承認されました。「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」は、G20 以外の国にも参加を促し、2020 年（令和 2 年）3 月末時点で 59 か国がビジョンに賛同しています。

また、廃棄物の管理能力の低い途上国では、プラスチックごみが不適正に処理されるおそれがあり、その結果海洋への流出へつながることもあるため、2019 年（令和元年）にジュネーブで開催されたバーゼル条約の締約国会議では、リサイクル*に適さない汚れたプラスチックごみを規制対象とすることが決定されるとともに、海洋プラスチックごみに関するパートナーシップの設立が決定しました。

③ 生物多様性の損失

地球上には様々な自然の中に、多様な環境に適応して進化した様々な生き物が約 3,000 万種も存在し、相互につながり支えあって生きています。私たちの生活はこうした生物多様性がもたらす恩恵（生態系サービス*）を基盤に成り立っています。

例えば、私たちが生きるために必要な呼吸は、植物が光合成*によって作りあげた酸素を取り込み、二酸化炭素を放出します。放出した二酸化炭素は、植物が吸収してくれます。また、雲の生成や雨による水の循環、それに伴う気温・湿度の調整も森林や湿原の水を貯える働きが関係しています。私たちが暮らしの中で利用している食料、木材、繊維、医薬品なども様々な生物を活用することで成り立っています。

それに加え、豊かな森林は、地球温暖化の原因である二酸化炭素を吸収するほか、山地の災害の防止や土壌の流出防止にもつながっており、生物多様性が私たちの暮らしにもたらす恩恵は安全・安心の基礎にもなっています。

2019 年（令和元年）5 月に開催された I P B E S（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学—政策プラットフォーム）第 7 回総会で承認・公表された報告書においては、自然とその人々への重要な寄与は世界的に悪化しているとし、人為的な複数の要因によって地球上のほとんどの場所で自然が大きく改変されていると評価されています。世界の陸地の 75%以上が著しく改変され、海洋の 66%では累積的な影響が悪化傾向にあり、湿地*の 85%以上が消失したとしています。また、報告書で評価した動物と植物群のうち平均約 25%が絶滅危惧種*であり、推計 100 万種がすでに絶滅の危機に瀕しているとされ、これらの種の多くは、生物多様性への脅威を取り除かなければ、今後十数年で絶滅するおそれがあるとされています。

生物多様性の問題は、世界全体で取り組むべき重要なことであるため、1992 年（平成 4 年）5 月に生物の多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分を目的とした「生物多様性条約」が採択されました。2010 年（平成 22 年）に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）では、2020 年（令和 2 年）までの世界目標として「生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標」が採択されました。愛知目標では、2050 年（令和 32 年）までの長期目標（ビジョン）として、「自然と共生する」世界の実現が掲げられています。また、2020 年（令和 2 年）までの短期目標（ミッション）として、「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」ことを掲げ、目標達成のため 5 つの戦略目標と 20 の個別目標が設定されています。各国では、目標の達成に向け取組を進めてきましたが、2020 年（令和 2 年）9 月に I P B E S が公表した地球規模生物多様性概況第 5 版（GB05）では、愛知目標（20 項目）について、「一部が達成または達成見込みのものが 6 項目あったが、全ての目標で完全に達成できたものはなかった。」と結論付け、森林減少や種の絶滅の進行に歯止めがかかっていないとして各国に対策の強化を求めています。

なお、現行の生物多様性戦略計画の計画期間は 2020 年（令和 2 年）までとなっており、ポスト 2020 となる新たな生物多様性の世界目標は、COP15（2021 年（令和 3 年））において採択される予定になっています。

(2) 国内の動向

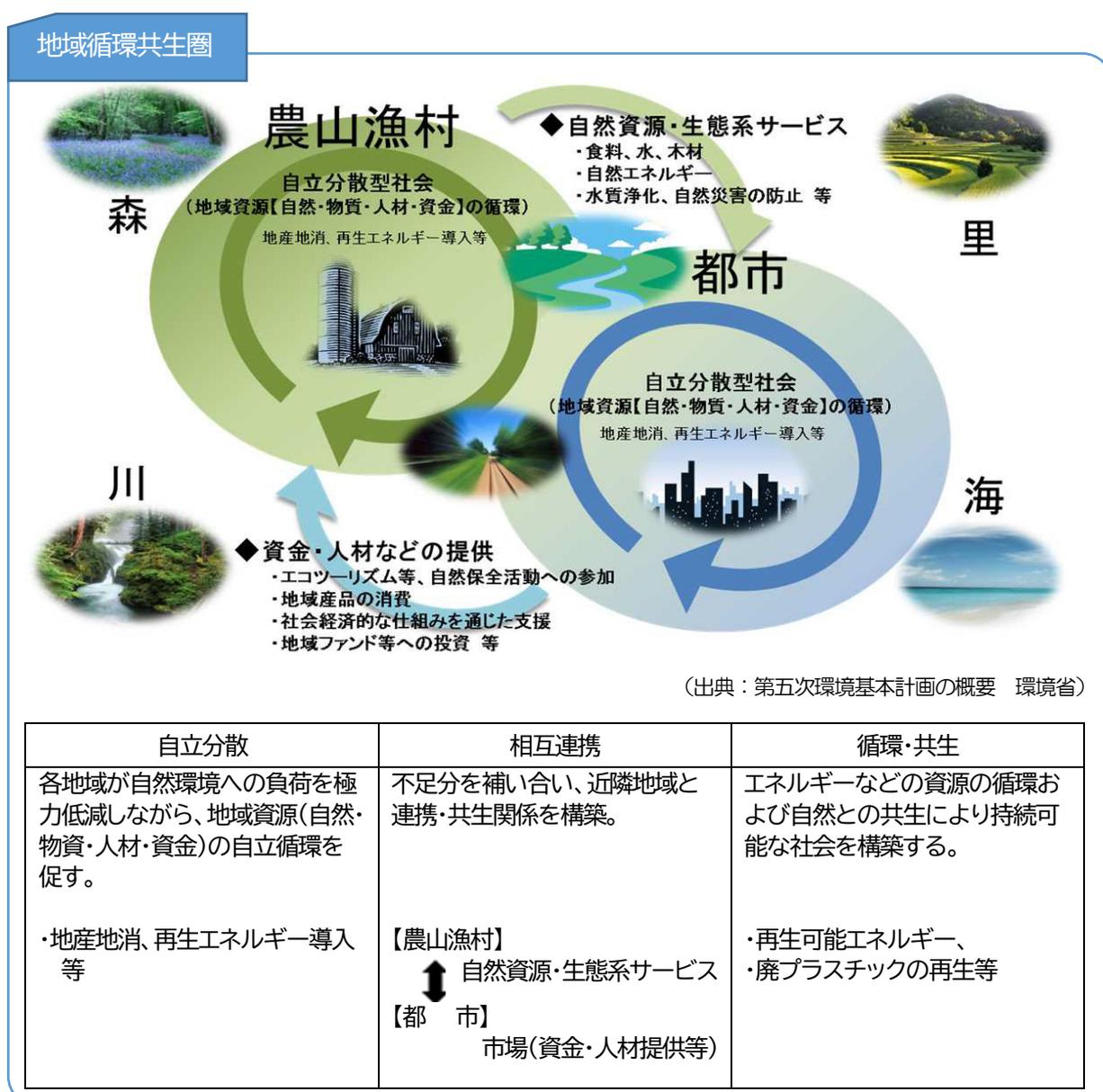
① 第五次環境基本計画の策定

国では、2018年（平成30年）4月に「第五次環境基本計画」を策定しています。

SDGs やパリ協定採択後に初めて策定された環境基本計画として、SDGs の考え方を活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、「環境・経済・社会の統合的向上」を具体化することを目指しています。

環境・経済・社会の統合的向上の具体化のカギの一つとなるのが、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し支え合う考え方である「地域循環共生圏」としています。

「地域循環共生圏」は、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域資源を活かし自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて地域資源を補完し支え合いながら、農山漁村も都市も活かすという地域づくりの考え方で、地域でのSDGs の実践を目指すものです。



② 気候変動への対応

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策推進法第8条に基づく地球温暖化に関する総合計画である「地球温暖化対策計画」を2016年（平成28年）に閣議決定し、温室効果ガスの排出削減及び吸収の量の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について示されています。

「地球温暖化対策計画」では、2030年度（令和12年度）において、温室効果ガスの排出量を2013年度（平成25年度）比26.0%減の水準にするとの中期目標の達成に向けて着実に取り組むこと、長期的目標として2050年（令和32年）までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す方向として掲げています。

また、2018年（平成30年）には気候変動適応法が施行されました。

気候変動適応法とは、地球温暖化その他の気候変動による影響に対応し、被害の防止・軽減を図るため、気候変動適応を推進することを目的として、国、地方公共団体、事業者及び国民が気候変動への適応の推進のために担うべき役割を明確化し、適応策の法的仕組みを定めた法律です。適応の総合的推進、情報基盤の整備、地域での適応の強化、適応の国際的展開等が定められ、国は「気候変動適応計画」を策定し、都道府県及び市町村は「地域気候変動適応計画」の策定及び「地域気候変動適応センター*」の設置が努力義務とされました。

さらに、同年には気候変動適応法第7条に基づき、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る「気候変動適応計画」が閣議決定されました。

「気候変動適応計画」では、気候変動の影響による被害を防止・軽減するため、各主体の役割や、7つの基本戦略を示すとともに、分野ごとの適応に関する取組を網羅的に示しています。

気候変動適応計画 7つの基本戦略

- ①あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込む
(農業・防災等の各施策に適応を組み込み効果的に施策を推進)
- ②科学的知見に基づく気候変動適応を推進
(観測・監視・予測・評価、調査研究、技術開発の推進)
- ③研究機関の英知を集約し、情報基盤を整備する
(国立環境研究所・国の研究機関・地域適応センターの連携)
- ④地域の実情に応じた気候変動適応を推進する
(地域計画の策定支援、広域協議会の活用)
- ⑤国民の理解を深め、事業活動に応じた気候変動適応計画を促進する
(国民参加の影響モニタリング、適応ビジネスの国際展開)
- ⑥開発途上国の適応能力の向上に貢献する
(アジア太平洋地域での情報基盤作りによる途上国支援)
- ⑦関係行政機関の緊密な連携協力体制を確保する
(気候変動適応推進会議(議長:環境大臣)の下での省庁連携)

③ 循環型社会の形成に向けて

循環型社会*の形成に向けて、第四次循環型社会形成推進基本計画が2018年（平成30年）に閣議決定されました。第四次計画では、環境側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げたくうえで、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」及び「循環分野における基盤整備」を将来像と示しています。

2019年（令和元年）には第四次計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（持続可能な資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略として策定しています。重点戦略として、「プラスチック資源循環」、「海洋プラスチック対策」、「国際展開」、「基盤整備」について取組を示しています。

また、海洋プラスチックごみによる環境汚染は、世界全体で連携して取り組むべき喫緊の課題であり、具体的な取組について、海洋プラスチックごみ対策の推進に関する関係閣僚会議において、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定しました。プラスチックを有効利用することを前提としつつ、新たな汚染を生み出さない世界の実現を目指し、5つの取組を徹底していくことを示しています。

さらに、食品ロス*の削減の推進に関する法律が2019年（令和元年）に施行され、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を消費し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示しています。2020年（令和2年）には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定め、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、事業者、消費者等の取組の指針を示しています。

④ 海岸漂着物等対策

日本の海岸には、国内及び周辺の国や地域から大量の漂着物が押し寄せ、生態系を含む海岸の環境の悪化、海岸機能の低下、漁業への影響等の被害が生じています。

「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」制定以降も、海岸漂着物等が海洋環境に深刻な影響を及ぼしており、海洋ごみ対策に係る国際連携・協力の必要性が高まっています。2018年（平成30年）6月には「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布・施行され、法律名が「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物*等の処理等の推進に関する法律」に改正されました。また、2019年（令和元年5月）には、同法の改正を踏まえた海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の変更が閣議決定されています。この変更では、「海岸漂着物等の円滑な処理」、「海岸漂着物等の効果的な発生抑制」、「多様な主体の適切な役割分担と連携の確保」、「国際連携の確保及び国際協力の推進」等の項目が追加されたことと、都道府県が積極的に地域計画の作成又は変更を検討することで、海岸における

良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理を推進することとしています。

⑤ 生物多様性の保全

2010年度（平成22年度）の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された、愛知目標の達成に向けたロードマップを示すとともに、2011年（平成23年）3月に発生した東日本大震災を踏まえた、今後の自然共生社会*のあり方を示す「生物多様性国家戦略*2012-2020」が、2012年（平成24年）に閣議決定されました。

生物多様性国家戦略では、2020年（令和2年）までの重点施策として、①生物多様性を社会に浸透させる、②地域における人と自然の関係を見直し、再構築する、③森・里・川・海のつながりを確保する、④地球規模の視野を持って行動する、⑤科学的基盤を強化し、政策に結びつけるの5つの基本戦略が設定されています。

2020年（令和2年）からは、次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討が行われています。

（3）本県の動向

① 気候変動への取組

本県では、地球温暖化対策推進法が施行されたことを受け、1999年（平成11年）に「温暖化対策美の国あきた計画（秋田県地球温暖化対策推進計画*）」を策定し、地球温暖化対策についての全県的な取組を開始しました。

2007年（平成19年）3月には、同計画を改訂し、温室効果ガス排出量を2010年度（平成22年度）までに、基準年度の1999年度（平成11年度）比で9.5%削減を目標とし、引き続き温暖化対策に取り組んできました。

しかし、2007年度（平成19年度）における本県の温室効果ガス排出量は、1999年度（平成11年度）を約27%上回り、県民総参加で地球温暖化対策を一層推進していくことが必要となったことから、県、事業者、県民等の責務を明らかにするなど、地球温暖化対策に関し必要な事項を定めた「秋田県地球温暖化対策推進条例」を2011年（平成23年）3月に制定するとともに、同条例に基づき、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、温室効果ガス排出量を2020年度（令和2年度）までに、1990年度（平成11年度）比で11%削減（森林吸収量は含まない。）することを目標とした「秋田県地球温暖化対策推進計画」を2011年（平成23年）4月に策定しました。

2016年（平成28年）5月に国が地球温暖化対策計画を策定したことを踏まえ、2017年（平成29年）3月に「第2次秋田県地球温暖化対策推進計画」を策定しております。

第2次秋田県地球温暖化対策推進計画に基づき、2030年度（令和12年度）の温室効果ガス排出量を2013年度（平成25年度）比で26%削減することを目標とし、「省エネルギー対策」、「省エネ以外の排出抑制等対策」、「再生可能エネルギー*等の導入」、「森林吸収量の確保」に重点的に取り組むほか、環境教育や普及啓発活動による県民運動を展開しています。

② 循環型社会の形成への取組

本県では、循環型社会の形成に向けて、2007年（平成19年）3月に「秋田県循環型社会形成推進基本計画」を策定し、2011年（平成23年）6月には廃棄物の適正処理と循環型社会形成を一体的に推進するために秋田県廃棄物処理計画を取り入れた「第2次秋田県循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。

2016年（平成28年）3月には大規模災害発生時における廃棄物処理や人口減少社会への対応などの新たな取組を加えた「第3次秋田県循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。第3次計画では、「県民、地域団体、NPO等、事業者、市町村などすべての主体が参加し、共通認識の下に、相互に連携協力しながら全員で取り組むことにより、環境と経済が好循環し、次世代に継承できる循環型社会を目指す」とし、本県が目指す循環型社会の姿を明確にするとともに、「3Rの推進と地域循環圏*の形成」、「循環型社会ビジネスの進行」、「廃棄物の適正処理の推進」を施策の方向性として掲げ、循環型社会の形成に向けて取り組んできました。

2021年（令和3年）3月には、3Rの推進のほか、SDGsや海洋プラスチックごみ等の新たな視点を踏まえ、「全員参加で環境と経済が好循環した持続可能な社会の構築」を目指す「第4次秋田県循環型社会形成推進基本計画」を策定し、引き続き循環型社会の形成に向けて取り組んでいきます。

③ 海岸漂着物等対策への取組

本県では、2009年（平成21年）7月に施行された「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に係る法律」を受け、2011年（平成23年）に「秋田県海岸漂着物対策推進地域計画」を策定しました。2016年（平成28年）には「第2次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画」を策定し、各関係機関等と連携しながら、海岸漂着物対策に取り組んできたところですが、依然として海岸には年間を通じて大量のごみ等が漂着し続けており、海岸の景観や環境、地域住民の生活や地域の経済活動に影響をもたらす深刻な問題となっています。

2021年（令和3年）3月には、海岸漂着物等の現状を踏まえ、さらには国際的な問題となっている海洋プラスチックごみ問題など国内外の動向を踏まえたうえで、「海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全」を目指し、海岸漂着物等対策を総合的かつ効率的に推進することを目的とした「第3次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画」を策定し、引き続き海岸漂着物対策に取り組んでいきます。

④ 生物多様性の保全への取組

本県は、山岳地等の変化に富んだ地形や湿潤な気候風土を有する自然環境に恵まれ、森林、里地里山*、河川・湖沼、沿岸域などの多様な生態系を形成し、多様な野生動植物が生息、生育しています。

また、私たちの生活は、本県の豊かな生物多様性がもたらす恩恵（生態系サービス）のうえに成り立っています。

県では、豊かな生物多様性を将来世代に引き継いでいくため、様々な取組を進めてきました。1999年度（平成11年度）に本県の生物多様性を保全するための指針をまとめた「秋田県生物多様性保全

構想」を策定しました。また、2002年（平成14年）に発行した秋田県版レッドデータブック*動物編・植物編が発行から10年以上経過したため、2012年（平成24年）から改定作業に着手し、2020年（令和2年）3月に秋田県版レッドデータブック2020動物Ⅱ（哺乳類・昆虫類）の発刊をもって一連の改訂作業が終了しました。この改訂作業により得られた新たな知見やデータを活用しつつ、関連する事業との整合性を図りながら、2021年（令和3年）に「秋田県生物多様性地域戦略」を策定しています。

今後は、私たちが暮らすうえで欠かすことのできない本県の生物多様性の保全・確保をするため、本地域戦略に基づく様々な取組を進めてまいります。

環境をめぐる国と県の動き

(2011年(平成23年)3月～2020年(令和2年)3月)

国	県
<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育等促進法改正 (平成23年3月) ・環境影響評価法改正 (平成23年4月) ・第四次環境基本計画策定 (平成24年4月) ・生物多様性国家戦略2012-2020策定 (平成24年9月) ・第三次循環型社会形成推進基本計画策定 ・フロン排出抑制法改正 (平成25年6月) ・水循環基本法制定 (平成26年4月) ・鳥獣保護管理法改正 (平成26年5月) ・気候変動枠組み条約第21回締約国会議(COP21)での「パリ協定」採択 (平成27年12月) ・地球温暖化対策計画策定 (平成28年5月) ・第五次環境基本計画策定 (平成30年4月) ・第四次循環型社会形成推進基本計画策定 (平成30年6月) ・気候変動適応法制定 (平成30年6月) ・気候変動適応計画策定 (平成30年11月) ・食品ロスの削減の推進に関する法律制定 (平成31年5月) ・海洋プラスチックごみ対策アクションプラン策定 (令和元年5月) ・プラスチック資源循環戦略策定 (令和元年5月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田県地球温暖化対策推進条例制定 (平成23年3月) ・秋田県海岸漂着物対策推進地域計画策定 (平成23年3月) ・秋田県地球温暖化対策推進計画策定 (平成23年4月) ・第2次秋田県環境基本計画策定 (平成23年6月) ・第2次秋田県循環型社会形成推進基本計画策定 (平成23年6月) ・八郎湖に係る湖沼水質保全計画(第2期)策定 (平成23年6月) ・秋田県環境教育等に関する行動計画策定 (平成23年6月) ・第2期ふるさと秋田元気創造プラン策定 (平成23年6月) ・十和田湖水質・生態系改善行動指針改定 (平成27年3月) ・第3次秋田県循環型社会形成推進基本計画策定 (平成28年3月) ・第2次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画策定 (平成28年3月) ・第2次秋田県地球温暖化対策推進計画策定 (平成29年3月) ・第12次秋田県鳥獣保護管理事業計画策定 (平成29年3月) ・秋田県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画策定 (平成29年8月) ・秋田県災害廃棄物処理計画策定 (平成30年3月) ・第3期ふるさと秋田元気創造プラン策定 (平成30年3月) ・八郎湖に係る湖沼水質保全計画(第3期)策定 (令和2年3月)

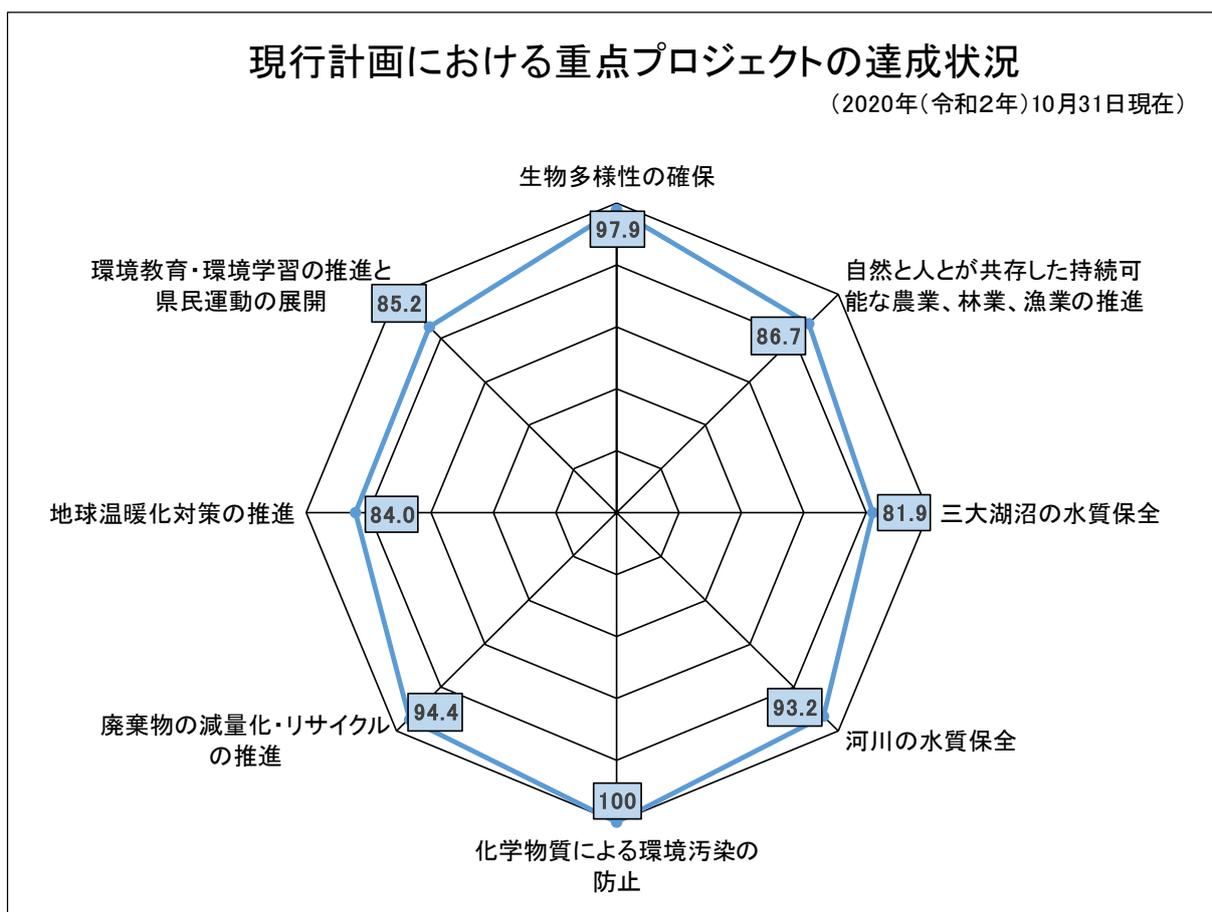
3 第2次計画の状況

第2次計画では、目指すべき環境像の実現に向けた4つの基本方針【①自然と人との共存可能な社会の構築、②環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成、③地球環境保全への積極的な取組、④環境保全に向けての全ての主体の参加】を踏まえ、特に重点的に取り組んでいかなければいけないものを「重点プロジェクト（8項目）」として位置付け、施策目標（数値目標）を掲げ、その達成に向けて取り組んでいます。

重点プロジェクトとの達成状況は、全ての項目で達成率が80%を超えており、本県の良い環境は概ね維持されています。

また、県民を対象に実施した環境に関するアンケート調査の結果では、本県の環境の変化に関する実感として、半数以上の51%が「どちらともいえない（現状維持）」と回答し、次いで、約30%が「良くなっている」、「やや良くなっている」と回答しています。アンケート調査においても、本県の良い環境は概ね維持されているといえる結果が得られています。

今後も本県の良い環境を維持していくためには、これまでの取組を推進させるほか、新たな保全施策を策定し、環境保全を図る必要があります。



※項目毎の達成率は13～14ページに記載

第2次環境基本計画に掲げる重点プロジェクトの進捗状況

項 目				単位	現 状 (年度)	目標値 (年度)	達成率 (%)	
1 生物多様性の確保								
1-1	県自然環境保全地域等の指定数			地域	22 (R1)	23 (R2)	95.7	
1-2	レッドリスト見直し対象分類群数			群	8 (R1)	8 (R2)	100	
97.9 ^{**6}								
2 自然と人が共存した持続可能な農業、林業、漁業の推進								
2-1	農地等の保全活動取組面積			ha	107,045 (R1)	111,000 (R3)	96.4	
2-2	保安林の累積整備面積 (平成13年度からの累積面積)			ha	40,234 (R1)	62,736 (R2)	64.1	
2-3	スギ人工林間伐面積			ha	4,761 (R1)	6,400 (R2)	74.4	
2-4	木質バイオマス燃料の利用量			t	489,386 (R1)	157,000 (R2)	100	
2-5	農山村と都市住民等の交流参加者数			千人	10,859 (R1)	11,000 (R2)	98.8	
86.7 ^{**6}								
3 三大湖沼の水質保全								
3-1	十和田湖	湖心	COD ^{**1}	mg/L	1.5 (R1)	1以下 (R2)	66.7	
3-2	田沢湖	湖心	pH ^{**1}	—	5.0 (R1)	6以上 (R2)	83.3	
3-3			COD ^{**1}	mg/L	0.5未満 (R1)	1以下 (R2)	100	
3-4	八郎湖	湖心 (調整池)	COD ^{**1}	mg/L	9.0 (R1)	7.3 (H30)	81.1	
3-5			全窒素 ^{**1}	mg/L	0.97 (R1)	0.77 (H30)	79.4	
3-6			全りん ^{**1}	mg/L	0.075 (R1)	0.083 (H30)	100	
3-7			大潟橋 (東部承水路)	COD ^{**1}	mg/L	12.0 (R1)	7.8 (H30)	65.0
3-8				全窒素 ^{**1}	mg/L	1.2 (R1)	0.77 (H30)	64.2
3-9				全りん ^{**1}	mg/L	0.081 (R1)	0.080 (H30)	98.8
3-10		野石橋 (西部承水路)		COD ^{**1}	mg/L	14 (R1)	9.3 (H30)	66.4
3-11				全窒素 ^{**1}	mg/L	1.4 (R1)	1.2 (H30)	85.7
3-12				全りん ^{**1}	mg/L	0.075 (R1)	0.069 (H30)	92.0
81.9 ^{**6}								

※1 CODは75%値、pH、全窒素、全りんは平均値である。

第2次環境基本計画に掲げる重点プロジェクトの進捗状況

項 目		単位	現 状 (年度)	目標値 (年度)	達成率 (%)	
4 河川の水質保全						
4-1	公共用水域環境基準適合率 (BOD・COD)	%	89.0 (R1)	95 (R2)	93.7	93.2 ^{※6}
4-2	生活排水処理施設普及率	%	88.0 (R1)	95 (R17) ^{※2}	92.6	
5 化学物質による環境汚染の防止						
5-1	ダイオキシン類環境基準達成率	%	100 (R1)	100 (R2)	100	100 ^{※6}
6 廃棄物の減量化・リサイクルの推進						
【基本目標】循環利用率 ^{※3}		%	10.5 (H30)	13.0 (R2)	80.7	94.4 ^{※6}
6-1	県民1人1日当りのごみ排出量	g	989 (H30)	940 (R2)	95.0	
6-2	一般廃棄物最終処分量	千t	32 (H30)	33 (R2)	100	
6-3	産業廃棄物排出量	千t	2,485 (H30)	2,260 (R2)	90.9	
6-4	産業廃棄物最終処分量	千t	271 (H30)	295 (R2)	100	
6-5	県認定リサイクル製品の認定数(累計)	製品	423 (R1)	389 (R2)	100	
7 地球温暖化対策の推進						
7-1	県内の温室効果ガス排出量 ^{※4} 基準年度(H25)比	%	94.7 (H28)	90 (R2)	95.0	84.0 ^{※6}
7-2	新エネルギー導入量(原油換算量) ^{※5}	千kL	1,027 (H30)	1,406 (R2)	73.0	
8 環境教育・環境学習の推進と県民運動の展開						
8-1	こどもエコクラブ会員数(累計)	人	27,804 (R1)	32,000 (R2)	86.9	85.2 ^{※6}
8-2	環境あきた県民塾受講者数(累計)	人	1,186 (R1)	1,150 (R2)	100	
8-3	あきたビューティフル・サンデー参加者数 (あきたクリーン強調月間参加者数を含む)	千人	103 (R1)	150 (R2)	68.7	

※2 生活排水処理施設*普及の目標値は、平成28年度策定の「秋田県生活排水処理整備構想(第4期構想)」で定めている。

※3 循環利用率は5年毎に調査しているため、平成30年度値が最新である。

※4 第2次秋田県地球温暖化対策推進計画で設定した令和12年度の目標値を令和2年度に達成すべき数値に換算したものである。

※5 第2期秋田県新エネルギー産業戦略の令和2年度に達成すべき数値に換算したものである。

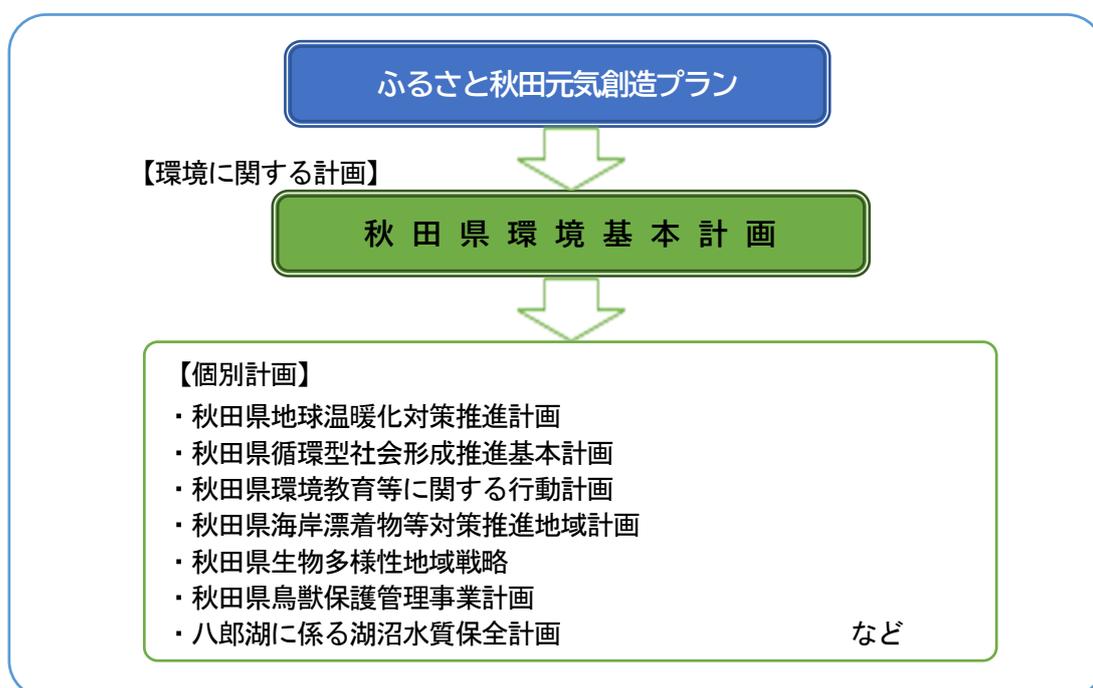
※6 各項目の達成率の平均値である。

第2節 計画の役割・位置付け

「第3次計画」は、本県の総合的な計画である「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」の基本政策の一つである“環境保全対策の推進”の実現を目指し、秋田県環境基本条例第9条の規定に基づき策定したものであり、環境の保全に関する施策の方向性を示すための計画です。

県が環境に関する各施策を推進するにあたっては、本計画との整合を図ることにより環境への配慮がなされるとともに、本計画に掲げる施策を着実に実施することにより、本県の豊かで快適な環境が確保されるものです。

また、環境・経済・社会の課題は相互に関連し、複雑化してきているため、県民、事業者、民間団体、行政などの各主体のパートナーシップ及び積極的な参画なくして解決が図れないことから、それぞれの主体が果たすべき役割や環境保全に向けた取組の指針を示すものです。



第3節 計画の期間

第3次計画の期間は、2021年度（令和3年度）から、2030年度（令和12年度）までの10年間とします。

なお、本計画は、環境に関する国の動向などに関する方針等も踏まえつつ総合的に検討し、推進していく必要があることから、県政運営の指針との整合性を図りつつ、適宜見直しを図ることとします。